

○指定を受けることができる法人：空家法第23条

- ・ 特定非営利活動法人（NPO法人）： 9 団体
- ・ 一般社団法人（公益社団法人）： 33 団体
- ・ 一般財団法人（公益財団法人）： 2 団体
- ・ 空家等管理又は活用を図る活動を行うことを目的とする会社等： 16 団体



36/60の法人が、

- ・ その自治体管内に事務所もしくは支店を拠点としている
- ・ 活動範囲が自治体内もしくは近隣自治体
- ・ その自治体が認める活動実績を有している
- ・ その自治体が定める審査基準にあてはまるか

地域に密着した法人が指定されるよう基準を定めている自治体が大半である。

○委託内容：空家法第24条

⇒多くの自治体は空家法第24条の規定に基づく業務を委託

- ・ 空家等所有者からの相談や援助に関する業務
- ・ 自治体からの委託に基づく空家等の確認や改修等の管理に関する業務
- ・ 自治体からの委託に基づく空家等の所有者の探索に関する業務
- ・ 空家等の管理活用に関する調査研究・普及啓発に関する業務



法人によって、空家法24条第1号から第6号の一部を担う法人もあり。空家等管理業務の一部として古物買取、サブリース、草刈・除雪等を掲げている法人もあり。